

東紀州環境施設組合情報公開条例

令和3年4月1日
条例第7号

(趣旨)

第1条 東紀州環境施設組合（以下「組合」という。）の保有する情報を公開することにより、基本的人権としての住民の知る権利の保障と住民に対する説明責任を果たすとともに、組合運営に対する住民との信頼関係の増進と住民参加による開かれた組合運営の実現を図るため、情報の公開について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 管理者、監査委員及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(3) 公文書の公開 実施機関が定める方法により、公文書の性質に応じて、当該公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付すること等をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、住民の公文書の公開を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得られた情報を適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求する権利)

第5条 何人も、実施機関に対して公文書の公開を請求することができる。

(公文書の公開の義務)

第6条 実施機関は、前条の規定による公文書の公開請求があったときは、当該請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該請求した者に対し、当該公文書の公開をしなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除

く。)であって、公開情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例の定めるところにより、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)

エ 当該個人が、実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる場合は、当該情報のうち、当該相手方の役職(これに類するものを含む。以下このエにおいて同じ。)及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分(当該相手方の役職及び氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の確保に著しい支障が生ずるおそれのある情報

(4) 組合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 組合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務について、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務について、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務について、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務について、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業について、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 法令又は条例の定めるところにより、又は国の機関の指示等につき実施機関が法律上従う義務を有するものと判断し、公開にすることができないと認められる情報

(部分公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき当該公文書の公開をしなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る公文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、

氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的な公文書の公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該公文書の公開をすることができる。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより非公開情報を公開することとなると認められるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求の手続)

第10条 第5条の規定に基づき公文書の公開を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。ただし、公開請求に係る公文書が、刊行物その他実施機関が公開請求書の提出を要しないと認めたものについては、この限りでない。

(1) 公開を請求する者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、前項に規定する公開請求書を提出した者(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(第9条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。)は、その旨の決定をし、公開請求者に対し書面により通知しなければならない。

3 前2項の場合において、公文書の全部を公開しないとき又は一部を公開する旨の決定をしたときは、公開請求者に対し当該決定の理由(当該決定の理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該決定の理由及び当該期日)を付記しなければならない。

- 4 第1項及び第2項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 5 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、当該期間を、当該期間の満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、速やかに、延長する期間及び理由を書面により通知しなければならない。
- 6 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、前項の規定により期間を延長してもなお可否の決定を行うことができない場合は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分について当該期間内に公開決定等を行い、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、前項の期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
 - (1) この項を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの公文書について公開決定等を行う期限
（第三者に対する意見書の提出の機会の付与等）

第12条 実施機関は、前条第1項の決定を行う場合において、公開請求に係る公文書に組合及び公開請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他意見を聴取するために必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の名称その他意見を聴取するために必要な事項を通知して、意見書の提出をする機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、前条の規定に基づき公文書を公開する旨の決定（以下「公開決定」という。）をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日

を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第13条 実施機関は、第10条第1項ただし書又は第11条第1項の規定により公文書を公開するときは、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、第7条の規定により公文書の一部を公開するとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(費用負担)

第14条 前条の規定により公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用の範囲内で実施機関が定める額を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第15条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第16条 実施機関は、公開決定等又は公開請求に係る不作為について、審査請求があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例(令和3年東紀州環境施設組合条例第9号)に規定する東紀州環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 実施機関は、審査会が前項の規定による諮問に対する答申をしたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(諮問の通知)

第17条 前条第1項の規定により諮問した実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求人に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第18条 第12条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該公開決定等に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（他の制度との調整等）

第19条 この条例は、法令又は他の条例の規定に基づき、公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合における当該公文書の閲覧又は写しの交付については、適用しない。

（文書目録等の作成）

第20条 実施機関は、文書目録その他公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

（運用状況の公表）

第21条 管理者は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめて公表するものとする。

（情報の提供）

第22条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、必要な情報を住民に積極的に提供するよう努めるものとする。

（委任）

第23条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。